お聞かせください
『地域生活支援事業の利用者負担のあり方』についてご意見を募集

4月から「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、支援費制度が財源的な問題から3年で破綻(たん)してしまったことを一つの原因として、国の障害者施策の方向を変えるものとなりました。今までは無料であったり、所得に応じた負担となっていた事業が、原則1割負担となりました（負担額の上限設定はあります）。

地域生活支援事業とは

この法律に伴う「地域生活支援事業」が10月から開始されます。この事業は市が行いますが、必ず実施しなければならない事業(必須事業)と市の判断や地域特性などにより柔軟に実施できる事業（裁量事業）から構成されています。

必須事業には、①相談支援事業②コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣手話講習会の実施）③日常生活用具事業④移動支援事業⑤地域活動支援センター事業の5つの事業があります（裁量事業はこれから設定します）。現在、市の財政状況からはすべての事業を無料で提供することはできないので、相談支援事業を除く4つの事業等について、利用者負担の仕組みを導入する予定です。

▼試案 ①介護給付等と同様に、原則定率（1割）負担とする▽利点…法の原則に一致し、必要以上の利用の抑制に効果的▽欠点…費用負担を心配して、利用を控えるおそれがある②市民税所得割の階層を基準とする応能負担とし、個別の事業ごとに定める▽利点…所得に応じた負担になる▽欠点…無料や負担額が低いことで、必要以上の利用が増えるおそれがある

ご意見を募集

市では、こうした仕組みを導入するに当たり、皆さんから「地域生活支援事業の利用者負担のあり方」について、前記の2つの試案に沿ってのご意見を募集します。

▼様式等 おおむね400字程度（様式はありません）

▼参考資料 「地域生活支援事業等の概略」を7月18日(火)から、市ホームページで閲覧および入手できます。また障害福祉課（市役所1階）でも配布します

▼応募方法 提出する用紙の余白に性別、年代、在住の町名（例＝女性、40代、本町）を記入して▽期間…7月18日(火)～8月4日(金)に（必着）▽提出方法…〒203－8555、市役所障害福祉課あて郵送、またはファクス475・8181で、あるいは直接同課窓口設置の受付ポスト（市役所1階、土曜・日曜日を除く開庁時間内）に提出してください

詳しくは障害福祉課（内線2546）へ。

『東久留米市宅地開発等に関する条例』が一部改正

1月に施行された東久留米市宅地開発等に関する条例の適用範囲を拡大します。

これにより、9月1日(金)以降に申請（事前協議申請または協議・同意申請）された宅地開発等の事業が完了してから、3年以内に隣接する新たな区域で事業を行う場合は、従来の都市計画法第29条に基づく開発行為に加えて、①特殊建築物の建設②宅地分割③集合住宅の建設④駐車場の造成にも本規定が適用されることになります

この場合、隣接する区域全体を事業区域とし、それに応じた公共施設の整備等が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは都市計画課開発指導係☎470・7782へ。

東久留米市環境審議会 市民委員を募集

▼環境審議会とその役割 市の環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するための市長の附属機関として設置されます。今回12人以内で構成される委員のうち市民委員を募集します。

▼応募資格 20歳以上の市民

▼任期・審議会開催回数 任期は2年間で、審議会は年間5回程度の開催を予定

▼募集人数 5人

申し込みは7月31日(月)までに（必着、提出する用紙（様式はありません）に「環境審議会委員希望」と明記の上、①最も関心がある環境課題3項目②応募の動機（800字程度）③住所④氏名⑤年齢⑥性別⑦電話番号⑧メールアドレス（お持ちの方のみ）を記入して、〒203－8555、市役所環境緑政課あて郵送または直接同課（市役所5階）へ持参を。電子メールでも受け付けます。

※選考の結果は、8月上旬ころに通知します。

詳しくは同課環境保全係☎470・7753へ。

◆環境緑政課メールアドレス
kankyoryokusei@city.higashikurume.lg.jp

明るい選挙の実現のために
贈らない 求めない 受け取らない 寄付の「三ない運動」を心掛けましょう

政治家（市長・議員等の候補者・候補者になろうとする者および現に公職にある者）が町内のお祭りに祝儀を出したり、各種会合へお酒を差し入れたりすることなどは寄付行為に当たり、公職選挙法で禁止されています。また、同法では、お金のかからない政治の実現と選挙の公正さの確保を目的に、前記も含め次のような制限が定められています。①政治家の寄付の禁止②政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止③後援団体の寄付の禁止④あいさつを目的とする有料広告の禁止

皆さんのご理解・協力をお願いします。

詳しくは選挙管理員会☎470・7790へ。

お気軽に！ あなたのまちの相談役
民生委員・児童委員にご相談ください

民生・児童委員は、地域の中で社会福祉の向上を目指して活動している民間の社会奉仕者です。

現在、民生・児童委員66人と主任児童委員6人が厚生労働大臣から委嘱を受けています(8カ所欠員)。

民生委員は「地域福祉のアンテナ」「地域福祉の世話役」「地域福祉の告知板」「地域福祉のパイプ役」として活躍しています。また、児童委員も兼ねていて、児童相談所などと協力して児童福祉の向上に努めています。さらに、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員は、区域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の分野での活動を展開しています。

なお、民生・児童委員は、職務上知り得た秘密を守るよう法律で義務付けられていますので、安心してご相談ください。

詳しくは福祉総務課庶務係☎470・7741へ。

税の情報
夜間・休日納税相談窓口を開設

夜間納税相談窓口

▼日時 7月19日(水)・20日(木)のいずれも午後8時まで

休日納税相談窓口

▼日時 7月22日(土)・23日(日)のいずれも午前9時～午後4時

詳しくは納税課☎470・7730へ。

納税にご協力を

7月31日(月)は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。

詳しくは納税課☎470・7730へ。

証明書自動発行機の一部発行を停止

7月19日(水)は、終日切り替え処理確認のため、自動発行機での課税証明・納税証明の発行ができません。あらかじめご了解ください。

詳しくは課税課市民税係(内線2331・2332)へ。

7月1日付 市人事異動

市では、7月1日付で課長級1人の異動を次の通り行いました（カッコ内は前職。

▼課長級 教育部総務課学校適正化等担当課長（市民部主幹へコミュニティ振興公社派遣）新井昇

詳しくは職員課☎470・7716へ。

募集

小・中学校給食臨時職員の追加登録

教育委員会では、7月に追加で登録者を募集します。

詳しくは学務課保健給食係☎470・7779へ。

《①②の共通事項》

▼勤務日 原則として土曜・日曜日、祝日を除く給食実施日

▼登録期間 19年3月31日まで

▼対象 50歳ぐらいまでの方

申し込みは7月18日(火)～31日(月)に、市販の履歴書（写真添付）に希望職種を記入の上、直接学務課（市役所6階）へ持参を。

※登録のための履歴書は返却しません。

①小学校給食

▼勤務時間 給食調理員補助・食器洗浄補助＝午前（午前9時～午後1時）・午後（午後1時半～3時）・1日（午前8時半～午後4時）単位▽給食配膳員＝午前10時～午後3時半で2週間勤務の1週間休み

▼勤務場所 市内の市立小学校

▼賃金 調理員（午前または午後勤務）＝時給930円▽調理員（1日勤務）＝時給1030円▽配膳員＝時給930円

②中学校給食

▼勤務時間 給食配膳員＝午前11時～午後3時

▼勤務場所 市内の市立中学校

▼賃金 時給930円

健康課保健師

保健業務を行う健康課嘱託職員（保健師）を募集します。

▼雇用期間 8月1日～19年3月31日

▼勤務日数 月16日

▼勤務時間 午前8時半～午後5時15分

▼募集人員 若干名

申し込みは7月27日(木)までに、履歴書（写真添付）と資格証明書の写しを直接健康課保健サービス係（わくわく健康プラザ）へ持参を。

※書類選考と面接の上、決定します。

詳しくは同係☎477・0022へ。

戦没者の特別弔慰金・給付金の手続きはお済みですか？

戦没者のご遺族の皆さんへ

「第八回特別弔慰金」を支給しています。戦没者等の死亡当時のご遺族で、17年4月1日に公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます（支給要件あり）。請求の受け付けは20年3月31日までです。

戦没者等の妻の皆さんへ

「戦没者等の妻に対する特別給付金」特別給付金ト号（額面20万円）、第四回ね号（額面60万円）、第十回そ号（額面120万円）および第十七回り号（額面180万円）を支給しています。請求の受け付けは10月2日(月)で終了です。

戦没者の父母の皆さんへ

「戦没者の父母等に対する特別給付金」第三回よ号（額面10万円）、第五回そ号（額面30万円）、第七回れ号（額面60万円）、第九回た号（額面60万円）、第十四回よ号（額面75万円）、第十六回ぬ号（額面90万円）、第十九回へ号（額面100万円）を支給しています。

なお、「5年間の記名国債」の給付対象は、戦没者の父母・祖父母（養父母・養祖父母）です。請求の受け付けは10月2日(月)で終了です。

いずれも、請求手続きがお済みでない方は福祉総務課庶務係（市役所1階）へ申請を。

詳しくは同係☎470・7741へ。

《おわびと訂正》

広報17年9月1日号2面に掲載した「構造改革シリーズ」の本文および表（課題の検証）中、現時点（17年8月）で再集計した元利償還金などの当市負担分が約679億とあるのは約701億、15年8月との差額が211億とあるのは188億の誤りでした。おわびして訂正します。

なお、これらの数字は財政危機宣言時の数字を固定して積算したものです。